

令和5年9月
大竹市議会定例会（第4回）議事日程

令和5年9月20日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記	
第 1		会議録署名議員の指名		
第 2	認 第 6号	令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について	生活環境付託	
第 3	議案第61号	令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について		生活環境付託 (一 括)
第 4	議案第62号	令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について		
第 5	議案第65号	令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)	生活環境付託	
第 6	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決 (一 括)	
第 7	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について		
第 8	諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決	
第 9	議案第56号	大竹市税条例の一部改正について	生活環境付託	
第10	議案第57号	大竹市手数料条例の一部改正について	生活環境付託 (一 括)	
第11	議案第60号	工事請負契約の締結について		
第12	議案第58号	大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	生活環境付託	
第13	議案第59号	大竹市火災予防条例の一部改正について	総務文教付託	
第14	議案第63号	令和5年度大竹市一般会計補正予算(第3号)	総務文教付託 (一 括)	
第15	議案第64号	令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算(第1号)		
第16	議案第66号	監査委員の選任の同意について	即 決	
第17	令和5年決議案第1号	広報広聴特別委員会の設置に関する決議	即 決	
第18	令和5年決議案第2号	基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議	即 決	
第19	令和5年決議案第3号	議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議	即 決	
第20	令和5年請願第2号	少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願	総務文教付託	

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認第6号から日程第 5 議案第65号(説明・付託)
- 日程第 6 諮問第1号から日程第 8 諮問第3号(説明・表決)
- 日程第 9 議案第56号(説明・付託)
- 日程第10 議案第57号から日程第11 議案第60号(説明・付託)
- 日程第12 議案第58号(説明・付託)
- 日程第13 議案第59号(説明・付託)
- 日程第14 議案第63号から日程第15 議案第64号(説明・付託)
- 日程第16 議案第66号(説明・表決)
- 日程第17 令和5年決議案第1号(説明・表決)
- 追加日程第 1 広報広聴特別委員会委員の選任について
- 日程第18 令和5年決議案第2号(説明・表決)
- 追加日程第 2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について
- 日程第19 令和5年決議案第3号(説明・表決)
- 追加日程第 3 議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任について
- 日程第20 令和5年請願第2号(付託)

○出席議員(15人)

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 北地 範久 | 2番 | 中野 友博 |
| 3番 | 豊川 和也 | 4番 | 山代 英資 |
| 5番 | 岡 和明 | 6番 | 小出 哲義 |
| 7番 | 末広 天佑 | 8番 | 藤川 和弘 |
| 9番 | 中川 智之 | 10番 | 小田上 尚典 |
| 11番 | 西村 一啓 | 12番 | 山崎 年一 |
| 13番 | 日域 究 | 14番 | 細川 雅子 |
| 15番 | 寺岡 公章 | | |

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者

- | | |
|---------------|-------|
| 市 長 | 入山 欣郎 |
| 副 市長 | 太田 勲男 |
| 教育長職務代理者 | 池田 良枝 |
| 総務部長 | 佐伯 和規 |
| 市民生活部長 | 中村 一誠 |
| 健康福祉部長兼福祉事務所長 | 三原 尚美 |
| 建設部長 | 山本 茂広 |
| 建設部地籍調査担当部長 | 小田 健治 |
| 上下水道局長 | 古賀 正則 |
| 消 防 長 | 小田 明博 |

総務課長併任選挙管理委員会事務局長
企 画 財 政 課 長
監 査 委 員

柿 本 剛
三 井 佳 和
薬師寺 基 夫

○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長
議 事 係 長

山 田 智 徳
北 修 治

10時00分 開議

○議長（北地範久） 皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程に入ります前に皆さんにお知らせいたします。本日11時にJアラートの訓練が予定されております。放送・メール着信等がありますので、できましたらこれを避けて会議を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北地範久） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第2～日程第5〔一括上程〕

認 第 6号 令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について

議案第61号 令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第62号 令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

議案第65号 令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（北地範久） 日程第2、認第6号令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定についてから、日程第5、議案第65号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に至る4件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 古賀正則 登壇〕

○上下水道局長（古賀正則） それでは、認第6号、議案第61号、議案第62号及び議案第65号につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

初めに、認第6号令和4年度大竹市水道事業会計決算の認定について、御説明申し上げます。

水道事業につきましては、給水人口の減少などにより年々使用水量が減少し、あわせて料金収入も減少傾向にあります。

こうした中で、安全で良質な水の安定供給を図りながら、引き続き経費の節減等に努めた結果、令和4年度も利益を計上することができました。しかしながら、純利益が少なかつたため、水道事業においては、今年度は剰余金の処分は予定していません。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は、313万2,600立方メートルで、前年度から7万1,485立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で3億5,017万641円を支出いたしました。

主な事業といたしましては、防鹿水源地4号ろ過池改良工事や御園一丁目・立戸三丁目地内配水管改良工事（繰越分）などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億1,045万9,011円、支出総額5億696万9,836円で、差し引き348万9,175円の純利益となりました。これに、令和3年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和4年度末の当年度未処分利益剰余金は1億6,149万1,391円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1億9,989万3,876円、支出総額3億9,904万9,238円で、差し引き1億9,915万5,362円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,997万8,647円、過年度分損益勘定留保資金1億6,917万6,715円で補填いたしました。

続きまして、議案第61号令和4年度大竹市工業用水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和4年度の工業用水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は1億4,352万7,851円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書46ページ、剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金の取崩額を控除した額を全額減債積立金に積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

工業用水道事業につきましては、旧第2期工業用水道事業の企業債償還利息や減価償却費が収支を大きく圧迫しておりますが、経費の節減などに引き続き健全経営に努め、令和4年度も黒字決算となりました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

給水状況でございますが、年間有収水量は、1,096万1,431立方メートルで、前年度から9万6,135立方メートル増加しております。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額5億475万2,123円、支出総額3億9,406万354円で、差し引き1億1,069万1,769円の純利益となりました。

これに、減債積立金の取崩額を加えた令和4年度末の未処分利益剰余金は1億4,352万7,851円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額1,780万円、支出総額3億6,679万382円で、差し引き3億4,899万382円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額87万3,360円、過年度分損益勘定留保資金1億1,758万6,857円、当年度分損益勘定留保資金1億9,769万4,083円、減債積立金3,283万6,082円で補填いたしました。

続きまして、議案第62号令和4年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、御説明申し上げます。

まず、剰余金の処分につきまして御説明申し上げます。

令和4年度の公共下水道事業会計におきましては、年度末の未処分利益剰余金は、5億5,148万4,970円となりました。この剰余金につきまして、別冊の決算書82ページの剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

処分の内容でございますが、未処分利益剰余金のうち、減債積立金に450万円、建設改良積立金に4,500万円を積み立てるものでございます。

次に、決算の概要について御説明申し上げます。

公共下水道事業につきましては、水道事業と同様に、処理区域内人口の減少等による使用水量の減少で、使用料収入は減少傾向にあります。また、施設の老朽化対策が課題となっており、厳しい経営状況が続いております。

こうした中、下水処理場等の包括的民間委託など、引き続き経営の合理化に努め、令和4年度も利益を計上することができました。

それでは、事業の概要について御説明申し上げます。

処理状況でございますが、年間総処理水量は、699万6,059立方メートルであり、うち汚水分年間有収水量は、279万6,403立方メートルで、前年度から5万4,404立方メートル減少しております。

次に、建設改良事業ですが、総額で7億959万4,089円を支出いたしました。

主な事業といたしましては、大竹下水処理場1系散気装置等機械電気設備改築更新工事や小島雨水排水ポンプ場自動除塵機他機械設備改築更新工事などがございます。

次に、経理の状況でございますが、収益的収支は、収入総額9億4,667万3,192円、支出総額8億5,697万6,802円で、差し引き8,969万6,390円の純利益となりました。

これに、令和3年度からの繰越利益剰余金を加算しますと、令和4年度末の当年度未処分利益剰余金は5億5,148万4,970円となります。

次に、資本的収支でございますが、収入総額7億592万9,964円、支出総額9億28万190円で、差し引き1億9,435万226円の不足が生じましたが、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,954万1,400円、過年度分損益勘定留保資金1億6,480万8,826円で補填いたしました。

続きまして、議案第65号令和5年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号)について、御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、玖波雨水排水ポンプ場事業計画変更業務について、広島県の依頼により移設の検討を中止することとなったため、今年度中に事業費を精算する必要が生じたものでございます。

以上で、認第6号、議案第61号、議案第62号及び議案第65号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長(北地範久) この際、監査委員から決算審査の報告を求めます。

監査委員。

[監査委員 薬師寺基夫 登壇]

○監査委員(薬師寺基夫) 代表監査委員の薬師寺でございます。

それでは、令和4年度大竹市水道事業会計、工業用水道事業会計及び公共下水道事業会計の決算審査の概要を御説明いたします。

説明の前に、お手元の審査意見書と書かれた冊子があると思うんですが、この後の説明では、単に意見書という言い方をします。それから、もう1つ、審査資料と書かれたページが1ページから付番された資料があると思うんですが、この2つを用いて説明いたします。

それでは、早速、意見書の1ページをお開きください。

本資料は、令和5年6月5日から7月25日までの期間において、関係帳簿類の点検と証票類の照合等を行うとともに、細部にわたって関係職員から説明を聴取するなど、大竹市監査委員監査基準に準拠して実施いたしました。

審査の結果、決算書、その他財務諸表及び事業報告書は、それぞれ地方公営企業関係法令に準拠して適正に作成されており、また、その計数は正確で、当年度の経営成績と当年度末現在の財政状態を適正に表示していることを認めました。

それでは、水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書ですと5ページをお開きください。

3の経営成績というところで、(3)損益についてという項目がありますが、収支の状況を記載しておりまして、あわせまして、審査資料では36ページと37ページを御参照ください。右肩に資料3と書かれた比較損益計算書と書かれたもの、上段の部分ですけれども、水道事業会計の収支を表示しておりますので、こちらで御説明いたします。

37ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益はちょうど段の真ん中に、5億1,045万9,000円、それから、36ページの借方の総費用は、これも真ん中に5億697万円となっております。総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は348万9,000円の黒字決算となっているものの、前年度と比べますと3,599万9,000円の減少、これを率にしますと91.2%の減少となっております。

続きまして、工業用水道事業会計の経営状況を御説明いたします。

意見書ですと13ページになります。

そこの3の経営成績の(3)損益についてというところですが、あわせまして、先ほどの審査資料ですと36ページと37ページに、資料3の下段のほうに、工業用水道事業会計の収支を表示しております。こちらで御説明いたします。

まず、37ページ下段の貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は5億475万2,000円、36ページの借方の総費用は3億9,406万円となっております。総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は、1億1,069万2,000円の黒字決算となっているものの、前年度と比べますと265万2,000円の減少、これを率にしますと2.3%の減少となっております。

続きまして、公共下水道事業会計の経営状況を御説明いたしますので、意見書の23ページをお開きください。

3の経営成績の(3)の損益についてで、収支の状況を記載しております。あわせまして、審査資料ですと38ページと39ページをお開きください。右肩に資料4と書いたところです。比較損益計算書で公共下水道事業会計の収支を表示しておりまして、こちらで御説

明いたします。

39ページの貸方を御覧いただきますと、当年度の総収益は9億4,667万3,000円、38ページの借方の総費用は8億5,697万7,000円となっております。総収益から総費用を差し引いた当年度の純利益は、8,969万6,000円の黒字決算となっております、これも前年度と比べて1,250万5,000円の増加、率にしますと16.2%の増加となっております。

以上が、3事業会計における当年度の経営状況でございますが、貸借対照表やキャッシュフロー計算書に基づく財務分析など、その他の審査項目につきましては、本日時間の都合で割愛させていただきます。後ほど意見書を御参照ください。

最後になりますが、意見書の30ページをお開きください。

4番、(第4章)と書いてます結びというところで、3事業会計における現状と課題について触れていますので、要点を絞って御説明させていただきます。

(1)の水道事業会計における現状と課題を御覧ください。

水道事業会計においては、給水人口の減少と節水機器の普及等を要因として、収益が減少傾向にあります。また、令和3年度の有収水率は、県内14市平均との比較において、大きく下回っております。その主な原因は漏水であると考えられます。令和2年に策定された大竹市水道事業経営戦略における投資・財政計画に基づき、工事の着実な実施の取り組みを要望いたします。

なお、施設の計画的な更新・修繕は、工業用水道事業会計並びに公共下水道事業会計においても、先送りできない重要課題でございます。緊急度の高い施設から優先順位をつけて、計画的更新に努めていただきたいところでございます。

続きまして、(4)の総括意見というところを御覧ください。

公営企業事業会計の資産は、本市にとって重要な社会資本でございますが、その役割を果たすためには、老朽化するインフラを適切に更新することが求められます。しかしながら、将来的な人員不足や運営ノウハウ不足が想定されており、施設の点検、維持管理における技術、技能の伝承や危機管理対応できる技術系職員の確保・育成は本市において大きな課題でございます。将来にわたって安定的な経営基盤を確保するため、業務の標準化・効率化とともに、DXの推進等を含め、人員不足の解消、業務の効率化を図っていただくよう要望いたします。

また、時代の要請に合った適切なインフラの維持管理・更新は重要であります。PDCAサイクルによる進捗管理と見直しを確実にを行い、地域のニーズを踏まえた社会資本ストックの価値の最大化を図られるとともに、適切な料金体系である根拠データを分かりやすく広報することにより、市民への理解に努められるよう要望するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、各事業会計決算の審査概要といたします。

○議長(北地範久) これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北地範久) 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

認第 6 号から議案第 65 号に至る 4 件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第 6～日程第 8〔一括上程〕

諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（北地範久） 日程第 6、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第 8、諮問第 3 号人権擁護委員候補者の推薦についてに至る 3 件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 諮問第 1 号から第 3 号までの 3 件につきまして、一括して御説明申し上げます。

諮問第 1 号から第 3 号までは、令和 5 年 12 月 31 日で現在の任期が満了となります人権擁護委員 3 名の後任者を候補者として、法務大臣に推薦しようとするものです。

推薦に当たり、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、順に説明いたします。

諮問第 1 号市川洋氏でございます。市川氏は、長年、教育行政に携わってこられ、経験が豊富であり、広く人権課題に対し、よき理解者であるとともに、教育者として活躍されてきました。同氏は令和元年 10 月から大竹市明るい選挙推進員として、また、令和 4 年 5 月からは、広島県明るい選挙推進協議会実践委員としても活動されています。また、令和 5 年 4 月からは大竹市教育委員としても活動されています。

大竹市の教育や地域の実情について精通されておられる市川氏は、人権擁護委員として適任と考えるので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第 2 号碓敏孝氏でございます。碓氏は、長年、福祉業務に携わってこられ、高齢者福祉施設などでの生活相談、開設業務、施設運営などを通し、高齢の方や障害のある方の人権問題に深く関わってこられました。あわせて、御家族などの日常生活支援や地域住民の方の福祉・介護に関する相談窓口の業務にも御尽力されてきました。

また、令和 5 年 5 月からは、学校を核とした地域づくりを行う大竹市地域学校協働本部で活動されており、子供たちの学びや成長を支えておられます。

さまざまな人々が共に支え合い、能力を発揮する取り組みについて精通されておられる碓氏は、人権擁護委員として適任と考えるので、候補者として推薦しようとするものでございます。

続きまして、諮問第 3 号藤本京子氏でございます。藤本氏は、大竹小学校 P T A 副会長、大竹中学校 P T A 副会長、大竹市 P T A 連合会母親代表として、学校や地域、保護者と連携を取ったり、子供たちに声かけをしたり、他市町の P T A の取り組みを大竹市 P T A の

取り組みに活用するなど、子供が健全に育成できるための活動に御尽力されました。また、現在は玖波公民館における地域活動団体のボランティアスタッフとしても活動しております。

人望が厚く、子供、保護者、学校、地域活動をされている方の気持ちに寄り添える藤本氏は、人権擁護委員として適任と考えますので、候補者として推薦しようとするものでございます。

以上、諮問第1号から諮問第3号までの説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

諮問第1号を採決いたします。

本件は異議のない旨、答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は異議なしの旨、答申することに決しました。

続いて、諮問第2号を採決いたします。

本件は異議のない旨、答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は異議なしの旨、答申することに決しました。

続いて、諮問第3号を採決いたします。

本件は異議のない旨、答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は異議なしの旨、答申することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第56号 大竹市税条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第9、議案第56号大竹市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 中村一誠 登壇〕

○市民生活部長（中村一誠） 議案第56号大竹市税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本議案は、令和5年度地方税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大竹市税条例等の一部を改正しようとするものでございます。

主な改正点として、個人の市民税関係が8点と軽自動車税関係が1点ございます。

まず、個人の市民税に関する改正点でございます。1点目として、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除についてでございます。

株式等の配当所得や譲渡所得については、市県民税が源泉徴収されていますが、納税義務者が確定申告を行った場合、市県民税所得割額から一定の額を控除しております。

このときに控除しきれなかった額が生じた場合、還付または未納徴収金へ充当する処理をしています。

しかし、令和6年度から、国税である森林環境税が地方税である市県民税とあわせて賦課徴収することとなる中、国税と地方税との間で還付または充当の規定がないことから、新たに納税義務者が還付または充当を市、県に対して委託したとみなす規定を設けるものでございます。

2点目として、個人の市民税に係る給与所得者が提出する扶養親族等申告書についてでございます。

給与所得者の扶養親族等申告書に記載する事項が前年の申告内容と異動がない場合、その申告書に記載する事項について、異動がない旨の記載に変えることができるよう改正をするものでございます。こちらは令和7年1月1日からの適用となります。

3点目として、森林環境税の徴収方法についてでございます。

令和6年1月1日の賦課期日で賦課徴収することとなる森林環境税を市県民税の均等割とあわせて賦課徴収するものでございます。

4点目として、市県民税納税通知書の表示についてでございます。

森林環境税を賦課徴収することに伴い、納付することとなる森林環境税額を納税通知書に追加記載するものでございます。

5点目として、給与所得に係る市県民税の特別徴収についてでございます。

市県民税が特別徴収となっている場合、所得割額、均等割額に森林環境税を合算して徴収する規定とするものでございます。

6点目として、給与所得に係る特別徴収となっていた納税義務者が、退職等により、普通徴収へ切り替わることとなった場合の過誤納金についてでございます。

これまで、過誤納金が生じた場合、還付もしくは未納徴収金へ充当していましたが、新たに徴収することとなる国税である森林環境税と地方税である市県民税との間で充当することは、国と地方の財政秩序の観点から適切でないため、これら過誤納金の還付または充当について、納税義務者が市、県に対して委託したとみなす規定を設けるものでございます。

7点目として、公的年金等に係る市県民税の特別徴収についてです。

市県民税が特別徴収となっている場合、所得割額、均等割額に森林環境税を合算して徴収する規定とするものでございます。

8点目として、年金所得に係る市県民税特別徴収税額の普通徴収税額への繰り入れについてでございます。

これまで、年金所得に係る特別徴収税額に過誤納金が生じた場合、還付もしくは充当をしていましたが、6点目の給与所得者の特別徴収の場合と同様に、国税である森林環境税と地方税である市県民税との間で充当することは、国と地方の財政秩序の観点から適切でないため、これら過誤納金の還付または充当について、納税義務者が市、県に対して委託したとみなす規定を設けるものでございます。

次に、軽自動車税に関する改正点でございます。令和4年3月以降、一部メーカーによる燃費・排出ガス試験不正の発覚は、環境性能により優遇を行う税制措置を揺るがすものであったことから、再発防止策として、不正により生じた納税不足額に係る納税義務を当該メーカーに負わせる環境性能割、種別割それぞれの特例規定において、納付不足額に加算する割合を現行10%から35%に引き上げるものでございます。

その他、法律改正に伴う条例の引用条項のずれによる整備及び字句の修正を行っております。

最後に、附則でございますが、施行期日を第1条に、経過措置を第2条にそれぞれ規定をしております。

以上で、議案第56号大竹市税条例の一部改正についての説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第56号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10～日程第11〔一括上程〕

議案第57号 大竹市手数料条例の一部改正について

議案第60号 工事請負契約の締結について

○議長（北地範久） 日程第10、議案第57号大竹市手数料条例の一部改正について及び日程第11、議案第60号工事請負契約の締結についての2件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

[建設部長 山本茂広 登壇]

○建設部長（山本茂広） 議案第57号及び議案第60号につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第57号大竹市手数料条例の一部について、提案理由の御説明を申し上げます。

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例が令和5年7月10日に公布され、宅地造成等に関する工事、特定盛土等及び土石の堆積に関する工事の許可申請に対する審査事務の一部を市が行うことに伴い、必要となる手数料の項目を設けるものでございます。

改正に至った背景でございますが、令和3年に静岡県熱海市で大雨に伴って、盛土が崩壊し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律による規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることを踏まえ、国は、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法」を制定し、令和5年5月26日に施行されました。これを受け、広島県においては、令和5年9月28日に広島市、呉市、福山市を除く広島県全域を規制区域に指定し運用を開始することになっております。本市においては、造成等の面積が1万平方メートル未満のものについて、許可申請に対する審査を行うことから、広島県と同様に、面積の区分ごとに手数料の項目を設けるものでございます。

条例の施行日は、令和5年9月28日でございます。

続きまして、議案第60号工事請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回提案させていただきます大竹駅西口駅前広場整備工事についてでございますが、本工事は、大竹駅周辺整備事業に伴い、大竹駅西口の駅前広場を整備するものでございます。

工事概要ですが、広場全体面積が4,250平方メートルのうち、このたび整備する範囲は、ロータリー部分で、面積は約3,150平方メートルでございます。主な工事内容ですが、インターロッキングによる歩道整備とタクシー乗降場等の上部にシェルターを整備するものでございます。

入札方法につきましては、1者による単独施工方式による条件付一般競争入札としました。本議案を提出するに至った経緯でございますが、令和5年7月19日に入札公告を行い、8月4日の指名業者審査会を経て、8月22日に2者による入札を執行いたしました。

その結果、1億9,890万円で落札した株式会社福永建設工業と8月23日に工事請負の仮契約を締結いたしました。契約金額は、落札額に消費税及び地方消費税相当額を加算しました2億1,879万円でございます。

本工事の予定価格が1億5,000万円を超えていることから、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和6年7月31日まででございます。

以上で、議案第57号及び議案第60号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第57号及び議案第60号の2件は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第58号 大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第12、議案第58号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長兼福祉事務所長 三原尚美 登壇〕

○健康福祉部長兼福祉事務所長（三原尚美） 議案第58号大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由を説明いたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が、令和5年6月16日に公布され、一部を除いて公布の日から施行されました。

同法の施行により、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律が改正されました。これに伴い、大竹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正しようとするものでございます。

法改正の概要でございます。これまで、指定都市及び中核市の長が認定こども園の認定または認可をしようとするときには、都道府県知事への事前協議が必要でした。また、認定または認可後には、改めて申請書の写しなどの書類を送付していました。手続の効率化と事務負担の軽減を図る観点から、事前協議を省略し事前通知のみに見直されたものでございます。

このたびの法改正は、指定都市及び中核市並びに都道府県の事務に係るものであり、本市の事務に直接影響はございませんが、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第10項が削除されたことにより、第11項が第10項に繰り上げられたため、認定こども園における特定教育・保育の適切な提供について定めた本条例第15条第1項第2号中の法律引用部分を同条第11項から同条第10項に改めるものでございます。

なお、本条例は公布の日から施行します。

以上で、議案第58号の説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますよ

うお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第58号は、生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第13 議案第59号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（北地範久） 日程第13、議案第59号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 小田明博 登壇〕

○消防長（小田明博） 議案第59号大竹市火災予防条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

火災予防条例について、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令等の公布に伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の主な改正内容について御説明いたします。

第11条第1項第3号の2は、変電設備の基本的な安全対策を目的とした規定であり、キュービクル式に限定することなく、変電設備と建築物等の間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つことを規定したものでございます。

また、第11条の2第1項第4号は、屋外に設ける蓄電池設備が、雨水等の侵入防止措置が講じられたキュービクル式のものでなくても、同様の措置が講じられた筐体に収められていればよいこととされたため、蓄電池を内蔵する急速充電設備についても同じく規定したものでございます。

次に、第13条第1項は、蓄電池設備の潜在的な火災リスクとして、蓄電池容量（キロワット時）に依存すると一般的に考えられることから、規制対象の指定に係る単位が、アンペアアワー・セルからキロワット時に改められたこと、各種の蓄電池設備において共通的に求められる地震時の転倒防止等の措置が講じられた構造とすること、及び開放形鉛蓄電池設備にあっては、その電装を耐酸性の床上または台上に設けることを規定したものでございます。

第13条第3項は、屋外に設ける蓄電池設備について、原則として建築物から3メートル以上の離隔距離を設けることを規定したものです。

なお、一定の要件を満たせば、離隔距離は不要とされており、当該要件に延焼防止措置が講じられたものとして消防庁長官が定めるもの、または消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものには除外されます。

第44条第1項は、火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、特に火災危険性の高いものの設置状況を、あらかじめ消防本部において把握することを目的とした規定であることから、同項第13号におきまして、相対的に火災危険性が低いと考えられる蓄電池容量20キロワット時以下の蓄電池設備や届け出を要しないことを規定したものでございます。

別表第3は、固体燃料である木炭を用いた厨房設備の離隔距離について、新たに規定したものでございます。

最後に、附則でございますが、第1項で施行期日を令和6年1月1日としています。

なお、第2項及び第3項では、既存及び工事中の設備について、第4項では、新たに該当する設備に係る適用除外について、それぞれ経過措置を定めたものでございます。

以上で、議案第59号の御説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第59号は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第14～日程第15〔一括上程〕

議案第63号 令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）

議案第64号 令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（北地範久） 日程第14、議案第63号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）及び日程第15、議案第64号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 太田勲男 登壇〕

○副市長（太田勲男） 議案第63号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）及び議案第64号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、一括して御説明申し上げます。

初めに、35ページからの議案第63号について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中に創設された、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を財源として実施する事業を追加するほか、特に必要となった予算を追加するものでございます。

金額といたしましては、歳入歳出にそれぞれ7億8,197万円を追加し、予算総額を169億8,256万2,000円にするとともに、繰越明許費及び債務負担行為の補正を予定しているものでございます。

内容を順に説明させていただきますが、説明の都合により44ページの歳出から御説明をいたします。

第2款総務費は、6億5,889万7,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、地方創生事業基金積立金を6億5,805万円計上するほか、戸籍システムの更新に伴い必要となる、住民基本台帳システムの改修経費を84万7,000円計上するものでございます。

第3款民生費は、1億410万円を増額するものでございます。

内容といたしましては、エネルギーや食料品等の物価高騰の影響により、事業の経費負担が増大している障害福祉サービス事業所や介護サービス事業所、児童福祉施設等を支援するための補助金を合わせて3,160万円計上するほか、子育て世帯を支援するため、高校生までの子供がいる世帯などに対し、子供1人当たり2万円の給付金を支給するための経費を7,250万円計上するものでございます。

第4款衛生費は、524万7,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、予防接種健康被害給付費を184万7,000円計上するほか、休日診療所移転整備事業の財源確保に必要な資料を作成するための経費として、340万円を計上するものでございます。

第7款商工費は、迷惑電話防止機能付電話機等購入費補助金を30万円増額するものでございます。

第8款土木費は、晴海臨海公園整備事業費を2,400万円増額するものでございます。

第10款教育費は、1,057万4,000円減額するものでございます。

内容といたしましては、玖波中学校生徒用トイレの改修に要する経費を1,222万6,000円、晴海臨海公園を会場とする新たなランニングイベントを開催するための経費を120万円計上するほか、空母艦載機交付金事業を執行見込みに合わせて補正予算措置するものでございます。

以上が歳出予算の概要でございます。

次に、42ページからの歳入予算につきまして御説明いたします。

第14款国庫支出金は7,506万4,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、予防接種健康被害給付費国庫負担金を184万7,000円計上するほか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を7,321万7,000円計上するものでございます。

第15款県支出金は、1,123万6,000円を増額するものでございます。

内容といたしましては、原油価格等高騰社会福祉事業者支援県補助金などを歳出予算の事業の執行見込みに合わせて計上するものでございます。

第17款寄附金は、特定事業分ふるさと納税寄附金を50万円計上するものでございます。

第18款繰入金は、教育振興基金繰入金を1,222万6,000円計上するものでございます。

第19款繰越金は、前年度繰越金を2,489万4,000円計上するものでございます。

第20款諸収入は、宮島ボートレース企業団からの配分金を6億5,805万円計上するものでございます。

38ページの第2表繰越明許費の補正は、子育て世帯臨時特別給付金支給事業について、令和6年3月31日までに生まれた子供を支給対象とするため、年度内完了が見込めず、繰り越し措置をお願いするものでございます。

39ページの第3表債務負担行為の補正は、今後の業務に備えるため、入札などを事前に実施する必要があるものについて、債務負担行為の追加をするものでございます。

以上が、議案第63号令和5年度大竹市一般会計補正予算（第3号）の概要でございます。続きまして、49ページからの議案第64号につきまして御説明申し上げます。

このたびの補正予算は歳入歳出にそれぞれ1,597万7,000円を追加し、予算総額を28億9,728万4,000円にするものでございます。

内容といたしましては、概算交付されていた国及び県負担金等の前年度精算分として、国庫補助金等返還金を1,597万7,000円計上し、歳入として前年度繰越金を計上するものでございます。

以上が、議案第64号令和5年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上、議案第63号及び議案第64号の補正予算の提案説明を終わります。よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

議案第63号は総務文教委員会に、議案第64号は生活環境委員会に付託いたします。

会議の途中ですが、議場の換気のため暫時休憩いたします。なお、再開は11時5分を予定いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

10時56分 休憩

11時05分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（北地範久） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第66号 監査委員の選任の同意について

○議長（北地範久） 日程第16、議案第66号監査委員の選任の同意についてを議題といたします。

本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、11番、西村議員には退席を願っておりますので御了承願います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 議案第66号監査委員の選任の同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第196条の規定により、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得て識見を有する者及び議員のうちからこれを選任することとなっております。

このうち、市議会議員の中から選任いたしておりました西村一啓氏が、8月31日をもって任期満了となりましたので、引き続き同氏を選任いたしたく御提案を申し上げるものでございます。

以上で、議案第66号の説明を終わります。よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第66号については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、議案第66号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 令和5年決議案第1号 広報広聴特別委員会の設置に関する決議

○議長（北地範久） 日程第17、令和5年決議案第1号広報広聴特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、西村一啓議員。

〔議会運営委員長 西村一啓議員 登壇〕

○議会運営委員長（西村一啓） それでは、令和5年決議案第1号広報広聴特別委員会の設

置について、提案理由の説明を申し上げます。

「住みたい、住んでよかったと感じるまち大竹」であるために、市議会の役割は大きく、その審議と活動状況について広く市民に知らせる広報活動はもちろん、市民の御意見などを受け止めるための広聴活動が重要となってきます。

よって、大竹市議会基本条例第16条に基づき、本市議会の活動状況等について、市議会だよりの編集・発行等の広報活動を行うとともに、市民の議会に対する理解と関心が一層高まるよう、議会の広報広聴のあり方に関する事項の調査研究を行うため、本市議会に広報広聴特別委員会を設置するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

令和5年決議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、広報広聴特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 追加日程第1 広報広聴特別委員会委員の選任について

○議長（北地範久） 追加日程第1、広報広聴特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

広報広聴特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議

長において、2番、中野友博議員、3番、豊川和也議員、4番、山代英資議員、6番、小出哲義議員、7番、末広天佑議員、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員を指名いたします。

お諮りいたします。

副議長は広報広聴特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 令和5年決議案第2号 基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議

○議長（北地範久） 日程第18、令和5年決議案第2号基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、西村一啓議員。

〔議会運営委員長 西村一啓議員 登壇〕

○議会運営委員長（西村一啓） 決議案第2号基地周辺対策特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。

平成18年に閣議決定された在日米軍等再編計画に基づき、空母艦載機等の岩国基地への移駐が決定され、平成26年7月の空中給油機の移駐に始まり、平成30年3月には全ての航空機部隊の移駐が完了しました。

移駐後、岩国基地の航空機数は極東最大級となり、騒音被害の増大や事件・事故への不安など、依然として本市へ多大な影響が懸念されています。

このような状況の中、市民の安心で安全な住環境を守るためにも、岩国基地周辺対策について協議を行うため、特別委員会を設置するものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

令和5年決議案第2号を採決いたします。
本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北地範久） 御異議なしと認めます。
よって、本件は原案のとおり可決されました。
お諮りいたします。
この際、基地周辺対策特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。
これに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北地範久） 御異議なしと認めます。
よって、さよう決定いたしました。
~~~~~○~~~~~

#### 日追加程第2 基地周辺対策特別委員会委員の選任について

- 議長（北地範久） 追加日程第2、基地周辺対策特別委員会委員の選任についてを議題といたします。  
基地周辺対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、2番、中野友博議員、4番、山代英資議員、5番、岡和明議員、8番、藤川和弘議員、9番、中川智之議員、11番、西村一啓議員、12番、山崎年一議員、13番、日域究議員を指名いたします。  
お諮りいたします。  
副議長は基地周辺対策特別委員会に出席し、発言できることといたしたいと思ひます。  
これに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（北地範久） 御異議なしと認めます。  
よって、さよう決定いたしました。  
~~~~~○~~~~~

日程第19 令和5年決議案第3号 議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議

- 議長（北地範久） 日程第19、令和5年決議案第3号議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議を議題といたします。
提案者に提案理由の説明を求めます。
議会運営委員長、西村一啓議員。
〔議会運営委員長 西村一啓議員 登壇〕

- 議会運営委員長（西村一啓） 決議案第3号議会のあり方調査研究特別委員会の設置に関する決議について、提案理由の説明を申し上げます。
令和5年8月に執行されました大竹市議会議員一般選挙の投票率は、8年前の前回選挙と比べ、約17ポイント減少の43.77%であった。この結果から、大竹市における地方議会

の役割と主権者たる市民の意識の方向を掘り下げ、本市議会の実態との乖離があれば、それを小さくしていく取り組みが必要と考えられる。ついては、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指したこれまでの本市議会での議会改革の蓄積を引き継ぐとともに、議会基本条例に基づき、議会のあり方について本質的な議論を通じて調査研究を行い、課題や意識の共有と実効的改善・改革を進めるため、本市議会に特別委員会の設置をするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、提案理由の説明を終わります。皆様方の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北地範久） これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本件は、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

令和5年決議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

この際、議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

### 追加日程第3 議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任について

○議長（北地範久） 追加日程第3、議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会のあり方調査研究特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において、3番、豊川和也議員、4番、山代英資議員、5番、岡和明議員、6番、小出哲義議員、7番、末広天佑議員、10番、小田上尚典議員、14番、細川雅子

議員、15番、寺岡公章議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第20 令和5年請願第2号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（北地範久） 日程第20、令和5年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2024年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略いたします。

令和5年請願第2号は、総務文教委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、9月21日から9月26日までの6日間休会といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、9月21日から9月26日までの6日間休会することに決しました。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北地範久） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

この際、御通知申し上げます。本日、本会議終了後、第1委員会室において、広報広聴特別委員会を、その終了後、基地周辺対策特別委員会を、その終了後、議会のあり方調査研究特別委員会を開催いたします。また、9月21日午前10時から総務文教委員会を、9月22日午前10時から生活環境委員会を、それぞれ第1委員会室で開催する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、特に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全て終了いたしました。

9月27日は午前10時に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。

11時21分 散会

(5. 9. 20)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月20日

大竹市議会議長 北 地 範 久

大竹市議会議員 藤 川 和 弘

大竹市議会議員 中 川 智 之